

## 総 則

### 1 学習指導要領の一部改正等の経緯及び概要

平成15年10月の中央教育審議会答申「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」においては、生徒に基礎・基本を徹底し、「生きる力」をはぐくむことを基本的なねらいとする学習指導要領の更なる定着を進め、そのねらいの一層の実現を引き続き図ることが必要であることを再確認した上で、各学校において「生きる力」を知の側面からとらえた「確かな学力」をはぐくむため、①学習指導要領に示された共通に指導すべき基礎的・基本的な内容について確実な定着を図ること。②必要に応じ各学校の裁量により、地域や生徒の実態を踏まえた特色ある教育に取り組むこと。③これらの指導に当たって創意工夫を存分に生かした指導等の取組を行うこと。などの取組を充実させる必要があるとの観点から、学習指導要領の一部改正を含め、当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について具体的な提言が行われた。

この答申を踏まえ、平成15年12月26日に、学習指導要領の総則を中心にその一部改正が行われたところであり、その基本的な考え方は、学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、各学校の裁量により創意工夫を生かした特色ある取組を行うことによって、生徒に、知識や技能はもとより、学ぶ意欲や、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力などの「確かな学力」を育成し、「生きる力」をはぐくむという学習指導要領のねらいの一層の実現を図ることにある。

各学校においては、この一部改正等の趣旨を十分に踏まえ、教育課程及び指導の一層の充実・改善に取り組む必要がある。

学習指導要領の一部改正等の概要は次のとおりである。

#### (1) 学習指導要領の基準性を踏まえた指導の一層の充実

学習指導要領に示している内容は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容であり、各学校においては、まずは生徒に学習指導要領に示している内容の確実な定着を図るための指導を十全に行う必要がある。その上で、生徒の実態に応じ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも考える必要がある。このような学習指導要領の基準性をより明確にするため、次のように一部改正が行われた。

ア 学習指導要領に示している、当該科目を履修するすべての生徒に対して原則として指導するものとする内容等を確実に指導した上で、生徒の実態を踏まえ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能であるという学習指導要領の基準性を明確にするため、総則を改正したこと。(第1章第6款の2の(1))

イ 第2章以下に示す「内容の取扱い」のうち、内容の範囲や程度を明確にしたり、学習指導が網羅的・羅列的にならないようにするための事項(内容の範囲や程度等を示す事項)は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができることを明確にするため、総則を改正したこと。(第1章第6款の2の(1))

●高等学校学習指導要領

第1章 総則

第6款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項（関係部分抜粋）

2 各教科・科目等の内容等の取扱い

(1) 学校においては、第2章以下に示していない事項を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す教科、科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重になったりすることのないようにするものとする。

ウ 上記イの総則の改正を踏まえ、第2章以下で内容の範囲や程度等を示す事項が規定されている教科・科目について、第3款（各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い）を改正し、この事項は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができることを明確にしたこと。（第2章普通教育に関する各教科 第2節（地理歴史）、第3節（公民）、第4節（数学）、第5節（理科）、第6節（保健体育）、第9節（家庭）、第10節（情報）、第3章専門教育に関する各教科 第1節（農業）、第2節（工業）、第3節（商業）、第4節（水産）、第5節（家庭）、第6節（看護）、第7節（情報）、第8節（福祉））

●高等学校学習指導要領

第2章 普通教育に関する各教科 第2節 地理歴史

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い（関係部分抜粋）

3 各科目の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができること。

(2) 総合的な学習の時間の一層の充実

各学校において、総合的な学習の時間の取組がそのねらいを実現するものとなるよう、各教科・科目及び特別活動等を含めた学校の教育活動全体の中での総合的な学習の時間の位置付けと意義を明確にすることなどのため、次のように一部改正が行われた。

ア 総合的な学習の時間のねらいの一つとして、各教科・科目及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすることがあることを明確にしたこと。（第1章第4款の2の(3)）

イ 各学校において、総合的な学習の時間の趣旨及びねらいを踏まえ、総合的な学習の時間の目標及び内容を定める必要があることを明確にしたこと。（第1章第4款の3）

●高等学校学習指導要領

第1章 総則

第4款 総合的な学習の時間（関係部分抜粋）

- 1 総合的な学習の時間においては、各学校は、地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする。
- 2 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。
  - (1) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。
  - (2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにすること。
  - (3) 各教科・科目及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。
- 3 各学校においては、上記1及び2に示す趣旨及びねらいを踏まえ、総合的な学習の時間の目標及び内容を定め、地域や学校の特色、生徒の特性等に応じ、例えば、次のような学習活動などを行うものとする。
  - ア 国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動
  - イ 生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動
  - ウ 自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動

ウ 各学校において、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示す総合的な学習の時間の全体計画を作成する必要があることを明確にしたこと。（第1章第4款の4）

エ 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっての配慮事項として、各学校において、総合的な学習の時間の目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行う必要があること、また、学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫する必要があることを明確にしたこと。（1章第4款の6）

●高等学校学習指導要領

第1章 総則

第4款 総合的な学習の時間（関係部分抜粋）

- 4 各学校においては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示す総合的な学習の時間の全体計画を作成するものとする。
- 5 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めるものとする。
- 6 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
  - (1) 目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。
  - (2) 自然体験やボランティア活動、就業体験などの社会体験、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れること。
  - (3) グループ学習や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫すること。
  - (4) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。
  - (5) 総合学科においては、総合的な学習の時間における学習活動として、原則として上記3のイに示す活動を含むこと。

### (3) 一部改正に関連する事項

文部科学省では、各学校における教育課程及び指導の充実・改善を図る観点から、上記の学習指導要領の一部改正に関連する事項として、教育課程を適切に実施するために必要な指導時間の確保等について、留意点を示している。

ア 各学校においては、学年や学期、月ごと等に授業時数の実績の管理や学習の状況の把握を行うなど、教育課程の実施状況等について自ら点検及び評価を行い、教育課程を適切に実施するために必要な指導時間を確保するよう努める必要があること。また、年間の行事予定や各教科・科目等の年間指導計画等について、保護者や地域住民等に対して積極的に情報提供を進める必要があること。

なお、前述の平成15年10月の中央教育審議会答申では、各学校が教育課程及び指導の充実・改善を図る上で、次の点について留意するように求めている。

ア 各学校においては、教員が教材研究、指導の打ち合せ、地域との連絡調整等に充てる時間を可能な限り確保するため、会議等の持ち方や時間割の工夫など時間の効果的・効率的な利用等に配慮すること。

イ 各学校においては、保護者や地域住民等に対して、年間の行事予定や各教科・科目等の全体計画、年間指導計画及びそれらの実施状況についての自己評価の結果の公表や学校公開等を行うことにより、学校との連携や教育活動への協力を求めるよう配慮すること。

ウ 各学校においては、保護者や地域住民等に対して、学習指導要領のねらいが正確に理解されるよう分かりやすく周知する必要があること。

### (4) その他

高等学校学習指導要領については、今回の一部改正等以外に、保健婦助産婦看護婦学校指定規則の改正に対応し、平成14年5月24日に教科「看護」に関する規定の一部改正、また、情報通信技術の進展に対応し、通信教育の可能性をより発展させるため、平成15年4月30日に通信制の課程における教育課程の特例に関する規定の一部改正が行われている。

## 2 「生きる力」をはぐくむ特色ある教育課程の編成・実施

### (1) 各学校の創意工夫を生かした特色ある教育課程の編成・実施

生徒に「生きる力」をはぐくむという学習指導要領の基本的なねらいの一層の実現を図るためには、生徒が、学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容を確実に学習するとともに、多様な教科・科目の履修等を通して、個々の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じ、より深く高度に学んだり、より幅広く学んだりすることによりそれぞれの能力を十分に伸ばすことができるよう配慮することが大切である。

そのためには、各学校が、生徒や地域の実態や学科の特色に応じ、多様な選択科目や学校設定教科・科目を設置したり、高大連携等による学校外の学修の単位認定を導入したりするとともに、類型・コースの設定や学期の区分ごとの単位修得の認定を行うなど、創意工夫を生かした特色ある教育課程の編成・実施に努めることが重要である。

●特色ある学校設定科目の例

科目名	属する教科	目標（要旨）
小論文研究	国語	独創的な発想力、課題の理解力、文章読解力、データ分析力等、小論文の土台となる「考える力」を養うとともに、論理的かつ説得力のある文章を書くための表現力及び文章構成力を養い、自分の考えを的確に文章によって伝える能力と態度を育てる。
北海道学	地理歴史	北海道の歴史、自然、文化、産業構造の特徴、人々のライフスタイルを学び、北海道についての理解を深めるとともに、今後の北海道での暮らしの在り方を考える。
サイエンスアプローチ	理科	本校教員や大学教授による高度で発展的な内容の授業を通し、先端科学技術に対する理解や理数系教科に対する興味・関心を高め、自ら課題を設定し学ぶ意欲や思考力・表現力を養成する。
地域と自然	理科	地域の自然についての理解を深め、観察や実験を重視した探究により、自然観や環境の保護について自ら実践する能力・態度を育成する。
地域と体育	保健体育	ニュースポーツや地域で行われているスポーツを体験し、異世代間の交流を通してよりよい人間形成に役立てるとともに、日常生活における応急処置の理論と実践を経験し、健康で安全な生活を送ることができる能力と態度を育成する。
プレゼンテーション	英語	総合英語などで培った基礎をさらに発展させ、英語の4技能を最大限に活用したコミュニケーション能力の向上を図る。特に英語による発表力の伸長を図る。

○学校設定科目を設定、実施する際の留意点

- ①地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じた特色ある教育課程編成に資するものであること。
- ②高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮すること。
- ③当該科目の属する教科の目標に基づいた目標、内容であること。
- ④学習指導要領に示された他の科目では達成できない目標であること。
- ⑤目標、内容、教材、評価規準、指導体制等を含めた年間指導計画やシラバスの作成が適切に行われていること。
- ⑥学習指導要領に示された科目との組合せや履修順序等について十分に検討が行われていること。
- ⑦既存の教科・科目と同様の内容を繰り返し学習する科目や単に特定の資格取得等の対策のための演習を目的とした科目ではないこと。

●特色ある類型・コースの設定（A高等学校の例：全日制課程普通科8間口）

国際文化コース	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																														
	1年	国語総合		世界史A		倫理		数学Ⅰ			理科総合A		体育		保健	芸術Ⅰ		OCⅠ		英語Ⅰ			LI	家庭基礎	情報A	LHR	総合				
2年	現代文		日本史A		政治・経済		日本と世界			理科総合B		体育		保健	芸術Ⅱ		OCⅡ		英語Ⅱ			ライティング*	LI	異文化	情報A	LHR	総合				
3年	現代文		日本史B 世界史B 地理B		政治・経済		体育			総合芸術		リーディング		ライティング*			総合英語			異文化	古典講読 情報C	ハングル	中国語	LHR	総合						

総合型	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																														
	1年	国語総合		世界史A		倫理		数学Ⅰ			数学A		理科総合A		体育		保健	芸術Ⅰ		英語Ⅰ			OCⅠ	家庭基礎	情報A	LHR	総合				
2年	現代文		古典講読	日本史A		地理A		政治・経済		数学Ⅱ			理科総合B		体育		保健	芸術Ⅱ		英語Ⅱ			ライティング*	情報A	LHR	総合					
3年	現代文		日本史B 世界史B 地理B		政治・経済		数学Ⅱ			理科総合A 理科総合B		体育		リーディング		ライティング*			国語表現Ⅰ 家庭基礎 情報B	芸術Ⅲ フード・デザイン	英語Ⅱ 発達と保健 情報C	LHR	総合								

総合文理科コース 文理型	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																														
	1年	国語総合		世界史A		倫理		数学Ⅰ			数学A		理科総合A		体育		保健	芸術Ⅰ		英語Ⅰ			OCⅠ	家庭基礎	情報A	LHR	総合				
2年	現代文		日本史A 地理A		政治・経済		数学Ⅱ			数学B	物理Ⅰ 生物Ⅰ		化学Ⅰ		体育		保健	英語Ⅱ			ライティング*	情報A	LHR	総合							
3年	現代文		政治・経済		看護数学			生物			体育		リーディング			ライティング*			化学Ⅰ	国語表現Ⅰ	生物Ⅱ	LHR	総合								
					数学Ⅱ		数学B		物理Ⅰ 生物Ⅰ										日本史 地理 生物	数学Ⅱ	古典講読	数学C									

L（リスニング）、異文化（異文化理解）、OC（オーラル・コミュニケーション）

- 生徒の興味・関心、進路希望等に応じた第1学年からのコースの設定
- 多様な選択科目の設定
- 多様な学校設定科目の設置「日本と世界」、「リスニング」、「ハングル」、「中国語」、「総合芸術」

●学校外の学修の単位認定の例 1

○大学等における学修の単位認定の例 (学校教育法施行規則第63条の4第1号関連)

実施校	種	科	連携する大学等	高校の科目名	認定単位数	左記の取扱い	大学等における科目等
B 高校	全	普	私立H短期大学	家庭総合	3 単位	増加単位	訪問介護員養成研修2級課程
C 高校	全	商	国立 I 大学	流通経済	1 単位	増加単位	商学総論
D 高校	全	普	私立 J 大学(通信)	生物 I B	1 単位	増加単位	生物学の歴史
E 高校	全	商	私立K短期大学	レクレーション・クラブ	2 単位	単位の全部	レクレーション・クラブ演習
F 高校	全	工	国立L大学	英語 I	1 単位	増加単位	口語英語
G 高校	定	普	M 町教育委員会産業学習制度	日高の文化	2 単位	単位の全部	日高の文化

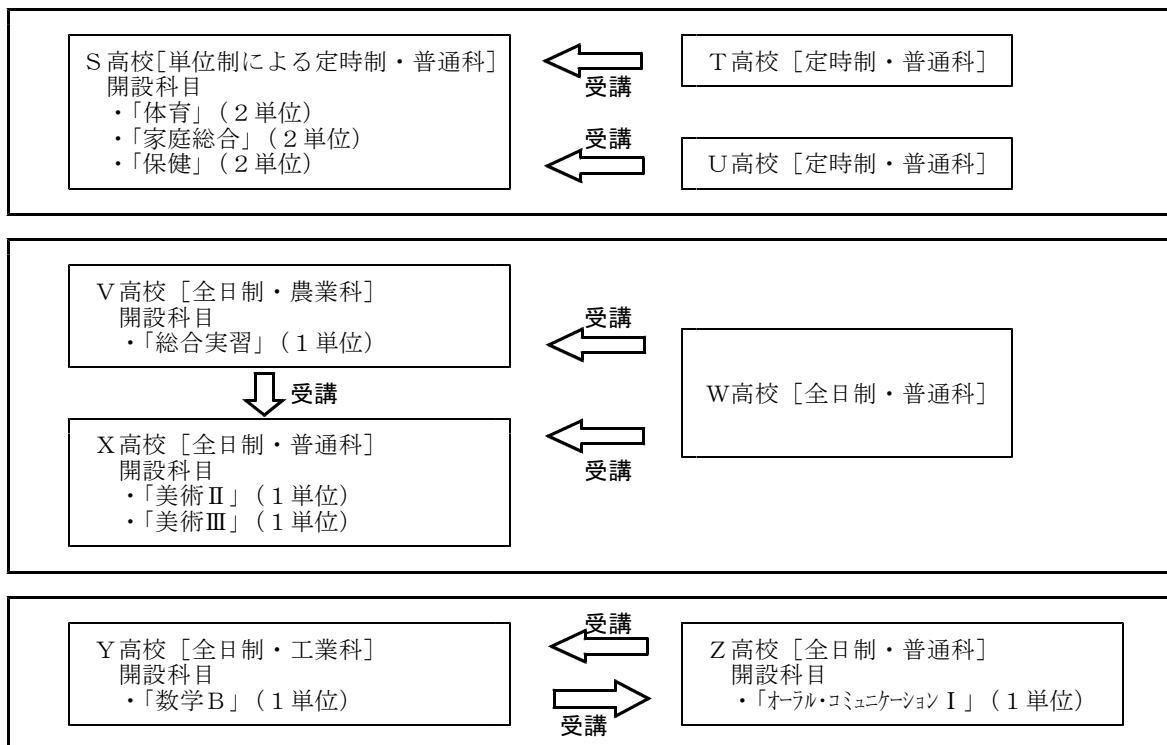
●学校外の学修の単位認定の例 2

○ボランティア活動等に係る学修の単位認定の例 (学校教育法施行規則第63条の4第3号関連)

実施校	種	科	受入れ団体等	高校の科目名	認定単位数	左記の取扱い	活動内容
N 高校	全	工	企業等	実習	1 単位	増加単位	就業体験
O 高校	全	普	社会福祉施設	社会福祉基礎	1 単位	増加単位	ボランティア活動
P 高校	全	農	企業等	課題研究	1 単位	増加単位	就業体験
Q 高校	定	普	体育協会	ボランティア	1 単位	単位の全部	ボランティア活動
R 高校	全	農	企業等	総合実習	1 単位	増加単位	就業体験

●学校外の学修の単位認定の例 3

○学校間連携による学習の単位認定 (学校教育法施行規則第63条の3関連)



( ) 内は認定単位数

## (2) 学習指導の工夫・改善

### ア 「確かな学力」の状況の把握

学習指導の工夫・改善を進めるに当たっては、生徒の「確かな学力」の状況を的確に把握する必要がある。

そのためには、各学校において、目標に準拠した観点別評価の一層の充実を図るとともに、単に知識や技能の量のみではなく、思考力・判断力・表現力や学ぶ意欲などの状況について適切に把握・評価することが必要である。

### イ 指導方法や指導体制の工夫・改善

各学校においては、生徒一人一人の特性、学校の実態、教科等や指導内容の特質を十分踏まえるとともに、生徒の実態や指導のそれぞれの場面に応じて、少人数指導、個に応じた選択学習、個別指導やグループ別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導等、効果的な方法を柔軟かつ多様に導入することが重要である。

### ウ 教育課程の実施状況等の点検及び評価

各学校においては、①各教科・科目等の指導目標、指導計画、授業時数、評価規準など具体的な教育課程の編成状況、②各教科・科目等の授業時数の実績や指導内容の達成状況などの教育課程の実施状況、③個に応じた指導や、体験的な学習、問題解決的な学習、選択学習への取組状況など指導方法や指導体制の工夫・改善の状況、④生徒の学習状況、⑤目標に準拠した評価の結果の状況、などを自己点検・自己評価し、教育課程や指導計画、指導方法等について絶えず見直しを行い改善を図ることが必要である。

また各学校において教育課程の実施状況等の自己点検・自己評価を進めるに当たっては、学校評議員制度を活用することなどにより、保護者や地域の人々との連携を深める視点が重要である。

#### ●北海道学力向上フロンティアハイスクールの取組例1 「英語の学習に関する調査」(A高等学校：一部抜粋)

○対象 第1学年及び第2学年生徒

○方法 多肢選択(一部記述式)

- ①あなたは家で英語をどのくらい勉強していますか。
- ②あなたは、どのようにして英語を学習したいですか。
- ③あなたは英語の学習をしていてわからない時にどうしていますか。
- ④あなたは、どのような授業形態を望みますか。
- ⑤あなたが最も伸ばしたい英語力はどのような力ですか。
- ⑥あなたが学びたい分野はどのような分野ですか。
- ⑦あなたは英語の授業を通して何を身につけたいですか。
- ⑧あなたは、どのような方法で英語の成績をつけてほしいですか。

●北海道学力向上フロンティアハイスクールの取組例2 「授業改善のためのアンケート調査」

(B高等学校：一部抜粋)

- 対象 第1学年及び第2学年生徒
- 方法 5段階評価（評価規準は設問ごとに設定）

	1	2	3	4	5
①この科目の予習についてはどうですか。					
②この科目は毎時間チャイムがなる前に席に着き授業の準備をしていますか。					
③この科目の授業には積極的な態度で参加していますか。					
④この科目の授業中や授業後には進んで先生に発表や質問をしていますか。					
⑤この科目の復習はしていますか。					
⑥この科目の定期考査や実力考査、確認テスト（小テスト含む）の成績に満足していますか。					
①授業の内容（教材も含めて）はどうですか。					
②授業中の先生の声はよく聞こえますか。					
③授業中の説明は分かりやすいですか。					
④授業の進度（速さ）はどうですか。					
⑤先生の板書についてはどうですか。					
⑥先生の授業の方法はどうですか。					
⑦先生の授業に熱意を感じますか。					
⑧質問したり、自分の考えを出しやすい雰囲気がありますか。					
⑨授業を通して自分の力が伸びたり、この科目に対する学習意欲が高まっていると思いますか。					
⑩考査の内容についてはどうですか。					

●北海道学力向上フロンティアハイスクールの取組例3 「高大連携学習」(C高等学校)

- 1 大学教官による高等学校における講義の実施（道内4大学との連携）
  - 「売れる仕組みの作り方～マーケティング入門」
  - 「経済学の三大問題と経済学の面白さ」
  - 「値段の不思議 週刊誌『コーヒー一杯の法則??』
  - 「工学部で何を学ぶのか～社会とのかかわり」
  - 「地域医療の取組」
  - 「地球環境とバイオマス」
  - 「経済と法律」
- 2 高大連携学習（私立D工業大学における学習）
  - 「住宅のエクステリアデザイン」
  - 「DTM(Desktop Music)で音楽をつくろう」
  - 「医療と福祉における工学技術」
  - 「住宅を計画する」
  - 「人の暮らしを守る一津波を防ぐー」
  - 「センサーロボットの製作」
  - 「パソコン組立とネットワーク接続実験」
  - 「MBE成長によるZnSe薄膜結晶のフォトルミネッセンス」
- 3 高大連携セミナー（国立E大学との連携）
  - ①第1回
    - ・「学力向上フロンティアハイスクール事業について」の発表と協議
    - ・「C高等学校の高大連携事業の実践について」の発表と協議
  - ②第2回
    - ・大学の社会科学系教官と地歴・公民科の教員との交流
    - ・大学の教官による高校の授業参観及び研究協議
  - ③第3回
    - ・大学の教官と高校の教員によるTTの可能性についての協議

●北海道学力向上フロンティアハイスクールの取組例4 「高校教育座談会」(F高等学校)

- 1 テーマ
  - ・教育改革と高校教育の現状
  - ・わが校の現状と期待されること  
(生徒、保護者、有識者、地域住民、学習塾担当者、中学校教員、中学生保護者、中学生に対して行ったアンケートの集計結果をもとにした討論)
- 2 参加者  
本校教職員、学区内中学校長、学区内中学校進路担当者、学区内中学校父母代表、大学教育研究者、教育行政担当者、報道関係者



●北海道学力向上フロンティアハイスクールの取組例 5

「学校評議員及びPTA役員による評価とその結果の公表」(G高等学校：一部抜粋)

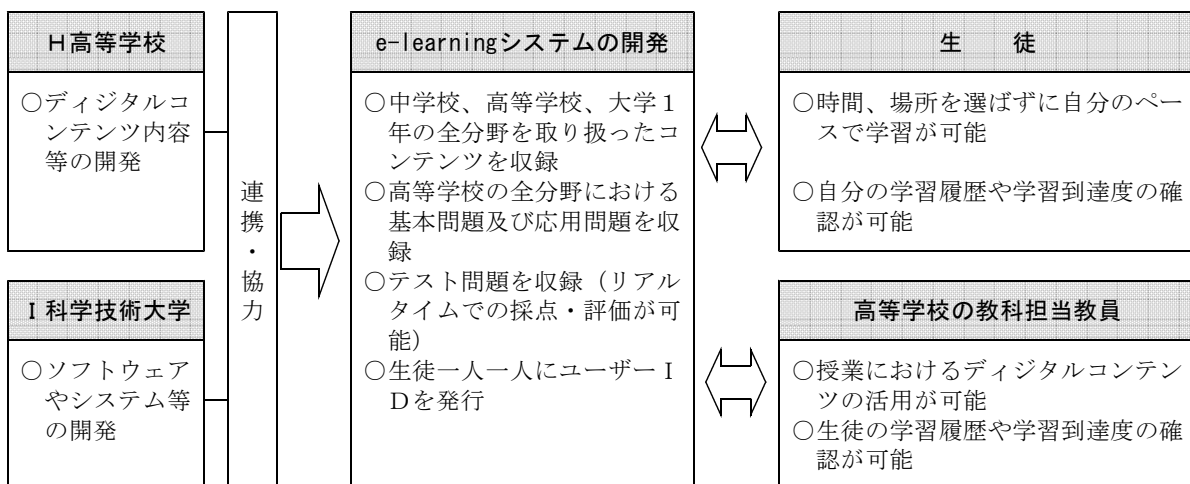
○評価の観点と評価規準

評価の観点	評価規準
教育課程	生徒の進路や興味・関心に配慮した教育課程の編成がなされている。
	生徒や地域社会の実態を踏まえ、体験的な学習に意欲的な取組がなされている。
	進級及び卒業認定等に関する校内規定について、分かりやすく説明されている。
教科指導	各教科・科目の指導方針について、分かりやすく説明されている。
	生徒の立場に立った分かりやすい指導がなされている。
	学習の評価方法が分かりやすく説明されている。
進路指導	進路指導の方針が生徒や保護者・地域社会に分かりやすく説明されている。
	生徒が主体的に進路を選択できるように進路に関わる情報が提供されている。
	生徒の進路選択・決定に当たり、保護者と連携した適切な指導がなされている。
特別活動	ホームルーム活動や学校行事等を通して良好な人間関係を築けるような指導が行われている。
	ホームルーム活動や学校行事等を通して、生徒が自主的・自発的に活動し、個性を發揮できるような指導がなされている。
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間の趣旨や取組について分かりやすく説明されている。

- 評価方法 A：大きく成果を上げている B：成果を上げている  
 C：今後も努力を要する D：取組が全く進んでいない  
 ○結果の公表 「学校評議員だより」としてまとめ、町内全戸に配布する。

●北海道学力向上フロンティアハイスクールの取組例 6

「高大連携によるe-learningシステムの開発」(H高等学校と私立I科学技術大学)



### 3 北海道公立高等学校平成16年度入学生教育課程編成の状況

#### ○資料1

「学校設定科目」等設置状況

	教科数	科目数	設置校数	設置学科数
平成16年度	24	400	187	279
平成15年度	23	284	158	229

#### ○資料2

「学校外における学修の単位認定」の状況

	大学・高専等における学修	技能審査等の成果	ボランティア活動等の学修
全日制課程普通科	6校	39校	7校
全日制課程総合学科	2校	5校	2校
全日制課程専門学科	6校	45校	3校
定時制課程普通科	2校	13校	3校
定時制課程専門学科	1校	11校	1校

#### ○資料3

「類型を設定している学校（全日制）」等設置状況

	第1学年から	第2学年から	第3学年から
普通科	3校	60校	43校
専門学科	4校	23校	4校

#### ○資料4

「履修と修得を分離している学校」の状況

	全日制課程普通科	全日制課程総合学科	全日制課程専門学科	定時制課程普通科	定時制課程専門学科
校数	57校	8校	30校	9校	10校

#### ○資料5

「学期の区分ごとの単位修得の認定を行っている学校」の状況

	全日制課程普通科	全日制課程総合学科	全日制課程専門学科	定時制課程普通科	定時制課程専門学科
校数	23校	6校	10校	6校	5校

#### ○資料6

「2学期制を実施している学校」の状況

	平成16年度	平成15年度	平成14年度
全日制課程	187校	167校	127校
定時制課程	38校	31校	22校

[高等学校学習指導要領の一部改正]

平成14年5月24日一部改正（文部科学省告示第105号）

改正の内容等

- 1 准看護師養成課程の教育内容の充実に対応し、必要な内容を付加したこと。
- 2 高等学校とその専攻科における5年間の一貫教育による看護師養成課程が創設され、教育内容の基準が定められたことに対応し、必要な内容を付加したこと。
- 3 准看護師養成を行う学科及び看護師養成を行う学科のそれぞれの特色に応じて、高等学校段階で取り扱う必要がない内容については、「内容の取扱い」において扱わないことができることを示したこと。

第3章第6節第2款第1の3（1）に次のように加える。

ウ 内容の（4）のエについては、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

第2款第2の2の（2）に次のように加える。

エ 系統別疾患

第2款第2の2の（8）のイ及びウ並びに同款第2の3の（1）のク中「保健医療」を「保健療福祉」に改め、同款第2の3中（1）を（2）とし、（2）の前に次のように加える。

（1）内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の（1）のエ、（2）のエ、（3）のエ、（5）のイ及び（8）については、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

第2款第3の2の（9）を削り、同款第3の3の（1）に次のように加える。

イ 内容の（2）のイ、（3）のウ、（4）のイ、（5）のウ、（6）、（7）のウ及び（8）については、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

第2款第3の3の（2）のケを削り、同款第4の2の（1）に次のように加える。

ウ 人間の性と生殖

第2款第4の2の（2）のイ及びウ中「分娩・産褥」を「分べん・産じょく」に改め、同款第4の3の（1）のイ中「褥婦」を「じょく婦」に改め、同款第4の3中（1）を（2）とし、（2）の前に次のように加える。

（1）内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の（2）のウ、（3）のイ及び（5）については、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

第2款第5の2の（1）に次のように加える。

オ 疾病・障害の状態と看護

カ 看護の過程

第2款第5の2に次のように加える。

（4）精神看護実習

ア 精神保健活動の場と従事者

イ 精神症状を現している人の理解

ウ 精神症状を現している人の看護

第2款第5の3の（1）のア中「（2）及び（3）」を「（1）のオ及びカ並びに（2）から（4）まで」に改め、同款第5の3の（2）のウ中「褥婦」を「じょく婦」に改め、同款第5の3の（2）に次のように加える。

エ 内容の（4）については、精神保健活動及び精神症状を現している人の看護の体験を通して、精神症状を現している人に対する看護の特質について理解を深めさせること。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。ただし、改正後の高等学校学習指導要領は、同日以降高等学校の第1学年に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第64条の3第1項に規定する学年による教育課程の区分を設けない課程にあっては、同日以降入学した生徒（同令第60条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。

## 平成15年4月30日一部改正（文部科学省告示第76号）

### 第1 改正の内容

- 1 高等学校学習指導要領第1章総則第8款「通信制の課程における教育課程の特例」の4について、インターネットなどの多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合、面接指導の時間数又は特別活動の時間数の一部を免除することができることとしたこと。
- 2 改正の内容については、平成15年4月1日以降に在籍する生徒の教育課程から適用すること。

### 第2 留意事項

- 1 「その他の多様なメディア」とは、インターネット、通信衛星等を用いることにより、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うものであること。
- 2 多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合にあっても、各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、免除できる時間数は、これまでと同様に、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内、合わせて10分の8を超えることはできないこと。
- 3 多様なメディアを利用して行う学習の内容については、計画的かつ継続的に提供され、高等学校教育の目標及びその水準の維持に十分配慮されることが必要であること。
- 4 多様なメディアにより学習内容を生徒に提供する場合は、生徒が利用する場合の留意点等について十分指導するとともに、教職員、生徒等のプライバシー、教材等の著作権、情報のセキュリティ等に十分配慮すること。
- 5 高等学校教育においては、教師との対面を通じての触れ合いや生徒同士の集団活動が極めて大切であると考えられることから、対面による面接指導の機会を十分に確保することが望まれること。
- 6 予備校などから多様なメディアを用いて提供される特別の進学指導等に係る学修を面接指導等の時間数の一部免除の対象とすることは、通信教育を受ける生徒への学習効果を高め、その学習の利便を図ろうとする本特例の趣旨に沿わないと考えられること。

第1章総則第8款の4中「ラジオ放送又はテレビ放送」を「ラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習」に改め、「その放送を視聴」を「これらの方法により学習」に、「ラジオ放送又はテレビ放送について」を「各メディアごとに」に改める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の高等学校学習指導要領の規定は、平成15年4月1日以降に在籍する生徒に係る教育課程から適用する。